

## スプリンクラー 設置義務化! - 西日本防災システム

2013 08 08

**8月8日** 今年2月、長崎市の認知症グループホーム「ベルハウス東山手」から出火し、5人がお亡くなりになった火災を受けて総務省消防庁は、認知症の高齢者が入居するグループホームや、障害者施設などに対し、規模にかかわらず、スプリンクラー※と火災通報装置(自動火災報知設備連動)の設置を原則義務化する方針を決めたようです。

今年度中にも消防法施行令を改正するそうです。8日に開かれた有識者の検討部会で、義務化を盛り込んだ報告書案がまとまったそうです。

現在の施行令は、延べ床面積**275㎡以上**のグループホームや障害者施設などにスプリンクラーの設置が義務付けられています。ベルハウス東山手は270㎡で対象外となり、スプリンクラーは設置されていませんでした。今回の見直しでは、自力避難が困難な人が多い施設では面積に関係なく設置を義務付けることにしたようです。

※水道直結簡易型スプリンクラーでOK



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

